

厚生労働大臣が定める院内掲示事項

当クリニックでは、施設基準等で定められている保険医療機関の院内掲示事項について
ウェブサイト上の掲載を行っております。

【中国四国厚生局への届出事項】

1. 基本診療料

- 外来感染対策向上加算

2. 特掲診療料

- 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- がん治療連携指導料
- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- コンタクトレンズ検査料1
- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- 医療DX推進体制整備加算
- 在宅DX情報活用加算
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

■医療情報取得加算

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時・・・1点

再診時・・・1点（3ヶ月に1回）

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力ををお願いします。

■医療DX推進体制整備加算

令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和8年5月30日までの経過措置）
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の充分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

■明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

■一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■コンタクトレンズ検査料

1. コンタクトレンズの装用を目的とし受診され、当院を初めて受診した方は初診料の291点を算定、当院にて過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料の75点を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料1 200点

3. 厚生労働省が定める疾病に対して行っている検査及びコンタクトレンズの装用を中止し処方を行わない場合については、コンタクトレンズ検査料ではなく、個々の眼科検査料で算定する場合があります。

ご不明な点がございましたら、受付窓口へご相談ください。

診療医師名：飴谷 有紀子

眼科診療経験：1995年から眼科診療

■外来感染対策向上加算

患者様やご家族、当院のスタッフ、その他来院者などを感染症の危険から守り、安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

- 当クリニック外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウィルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し一般診療の方とは導線を分けた診療を確保して対応します。
- 当クリニックでは、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施しています。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- 当クリニックは、西部医師会との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

■生活習慣病管理料

令和6年6月1日から、脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかをお持ちの方には、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意のうえ、署名をいただくこととなりました。ご理解ご協力のほどお願ひいたします。